

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>「平成29年度政策評価の実施に関する 計画」等について</p>	<p>平成29年4月27日 総務課</p>
<p>1 平成29年度政策評価の実施に関する計画 【資料1】</p> <p>(1) 実績評価方式による評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成28年度実績評価書</li> </ul> <p>(2) 事業評価方式による評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第28号）により新設された規制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴力的要求行為として規制する行為の追加</li> <li>・ 指定暴力団員による損害賠償請求等の妨害行為の規制</li> <li>・ 指定暴力団員による対立抗争等に係る暴力行為の賞揚等の規制</li> </ul> </li> </ul> <p>2 平成29年度実績評価計画書 【資料2】</p> <p>平成29年度を評価対象とする実績評価について、7つの基本目標及び18の業績目標を記載した計画書を作成。</p> <p>3 事業評価書（指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業） 【資料3】</p> <p>13の指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業の評価結果については、資料3参照。</p> <p>4 事業評価書（道路交通法の一部を改正する法律（平成21年法律第21号）により新設された規制） 【資料4】</p> <p>道路交通法の一部改正により新設された規制（高齢運転者等専用駐車区 間制度の導入）の評価結果については、資料4参照。</p> <p>5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本年2月8日に第33回警察庁政策評価研究会を開催し、有識者から意見を聴取した上で作成。</li> <li>○ 今後、総務大臣への通知・送付をするとともに、警察庁ウェブサイトでの公表等を予定。</li> </ul>		

※ 別添資料省略

## 1 指定の確認の概要

平成29年3月9日、大阪府公安委員会から九代目酒梅組に係る指定暴力団としての指定についての確認請求書を受理。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。

※ 九代目酒梅組（主たる事務所：大阪府、代表する者：吉村三男、構成員：約30人）

## 2 指定の要件に該当すると認める理由

### (1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性

以下を踏まえ、九代目酒梅組は、資金獲得活動のため、同団体の威力をその暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。

#### ア 威力を利用した資金獲得活動

前回指定の効力発生日（平成26年5月26日）以降、同団体の暴力団員は、同団体の威力を利用した資金獲得活動を行っており、貸金業法違反、著作権法違反等により検挙され、又は不当贈与要求行為等により中止命令を受けている。

#### イ 審査専門委員の意見

いずれの審査専門委員からも、同団体は実質目的要件を満たす旨の意見が提出された。

### (2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性

九代目酒梅組の全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が、暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。

### (3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性

九代目酒梅組は、代表する者の統制の下、運営を支配する地位の階層、指示又は命令できる地位の階層及びその他の地位の階層を有し、階層的に構成されている団体である。

## 3 今後の予定

- 4月27日 国家公安委員会による確認  
大阪府公安委員会へ確認結果通知書を送付
- 5月19日 官報公示、九代目酒梅組へ指定通知書を送達
- 5月26日 指定の効力発生

<p>公安委員会 説明資料 No. 3</p>	<p>平成28年度会計監査実施結果 について</p>	<p>平成29年4月27日 会計課</p>
<p><b>1 重点項目及び対象部署</b>          契約及び捜査費の執行を重点項目とし、54部署に対して実施した。</p> <p><b>2 会計監査の実施結果</b></p> <p>(1) 特徴          私的流用等故意による不適正事案はなかったが、所要の手続を行っていないなど会計経理上の過誤が見受けられた。</p> <p>(2) 主な指示事項・指導事項</p> <p><b>ア 契約</b>          警察学校火薬庫新築工事の支出負担行為を行った日を契約締結時ではなく、契約伺いの起案日としていた（指導事項）。</p> <p><b>イ 捜査費の執行</b>          取扱者の交替に際し、現金出納簿の締切り及び交替検査が未実施のまま、引き継ぎが行われていた（指示事項）。</p> <p><b>ウ 物品管理及び旅費その他の経費関係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国の物品である通信機器について、無償使用の手続を経ずに、都道府県警察に貸与使用させていた（指導事項）。</li> <li>○ 旅費支給手続に旅行終了から精算日まで3か月以上を要する遅延が認められた（指示事項）。</li> </ul> <p><b>3 今後の方針</b>          平成28年度の会計監査実施結果を踏まえ、平成29年度会計監査実施計画に基づき、厳正な会計監査を実施し、より適正な会計経理の推進を図る。</p>		

## 1 監察実施項目

サイバー空間の脅威に対する部門間連携強化の推進状況  
(第1四半期に未実施の24都道府県を対象)

## 2 監察実施結果

### (1) 警察におけるサイバーセキュリティ戦略の推進状況

- 新たな脅威に対して警察の総合力を発揮するため、サイバーセキュリティ総括責任者の下に、全部門による態勢を構築している。
- 対策本部、課の新設等により、体制を強化している。

### (2) 捜査支援及び技術支援の推進状況

- 事件捜査における部門間での応援派遣、捜査部門と国の情報技術解析部門との人事交流により、捜査部門が技術的視点からの指導・助言を受けている。
- 関係都道府県警察間で合同・共同捜査を展開し、高度なサイバー犯罪の検挙に結びつけている。

### (3) 人材育成の推進状況

- サイバー捜査検定、e-ラーニング、巡回指導等を実施し、全職員の知識の底上げを図っている。
- 生活安全部門、警備部門のみならず各部門においても、知識や捜査技術の習得による捜査員の育成に取り組んでいる。  
※ 一部の都道府県警察では、捜査力向上等のため、全警察署を対象としたサイバーセキュリティ競技会を開催している。
- 高度で専門的な知識や技術を習得するため、民間事業者での研修、先進的な都道府県警察への出向等を行っている。  
※ 一部の都道府県警察からは、民間研修先に関する更なる情報共有の要望があった。  
※ 一部の都道府県警察では、レベル別の目標人員を示した計画を立てて、人材確保・育成に努めている。  
※ 素養ある優秀な人材を効果的に確保するため、中途採用、特別採用のほか、高専等への採用募集活動に努めている。

### (4) 関係機関、民間事業者・団体等との連携状況

- サイバーテロ対策協議会等の官民連携枠組みを構築し、情報共有等を推進している。
- 大学、民間企業の有識者をサイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーに委嘱し、専科教養での授業、研修会での講義等を依頼している。  
※ 一部の都道府県警察では、大学、IT企業、知事部局と連携し、中小事業者のセキュリティ対策、警察職員の知識・技術の向上、人材発掘等を図っている。